

名古屋大学留学生後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、名古屋大学留学生後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 後援会は、名古屋大学に在籍する外国人留学生の自主的活動を援助し、学生生活の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 後援会は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める事業の経済的支援を行う。

- 一 名古屋大学留学生会（NUFSA）の活動への経済的支援
- 二 外国人留学生の不測の事故・疾病への経済的支援
- 三 外国人留学生に関わる教職員又は会員への経済的支援
- 四 外国人留学生の賃貸住宅入居に係る連帯保証
- 五 その他後援会が特に必要と認めた事項

(会員構成)

第4条 後援会は、次の各号に定める会員をもって構成する。

- 一 後援会の趣旨に賛同する名古屋大学教職員
- 二 後援会の趣旨に賛同する個人若しくは団体

(会 費)

第5条 会員は、年会費1口2,000円とし、1口以上を納入するものとする。

(役 員)

第6条 後援会には、次の役員を置く。

- 会 長 総長
副会長 主管の理事及び事務局長
理 事 国際戦略分科会委員
監 事 教育推進部長及び教育企画課長

(理事会)

第7条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故あるときは、副会長が代行する。
- 3 理事会は、次の事項について審議する。
 - 一 毎年度の予算及び決算
 - 二 後援会の業務に関する重要事項で、会長が必要と認めた事項
- 4 理事会は、第3条第2号から第4号までに定める事業実施の細目に係る事項の審議を行うため、理事会の下に名古屋大学留学生後援会援助審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くことができる。
- 5 審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(経 費)

第8条 後援会の経費は、会費その他をもって充てる。

(会計年度)

第9条 後援会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(後援会事務局)

第10条 後援会の事務を処理するため、名古屋大学教育推進部に後援会事務局を置く。

- 2 後援会事務局に後援会事務局長を置き、学生交流課長をもって充てる。

附 則

この会則は、昭和60年11月19日から施行する。

附 則

この改正は、昭和61年2月14日から施行し、昭和61年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成元年9月21日から施行し、平成元年5月29日から適用する。

附 則

この改正は、平成5年5月11日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年1月30日から施行し、平成8年1月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成8年9月27日から施行し、平成8年5月11日から適用する。

附 則

この改正は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年8月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。